

## 『平成26年度税制改正大綱 事業再編税制緩和へ』

産業競争力強化法案がこのほど、国会に提出された。税制改正大綱では、同法に基づく認定を受けた法人が、積立期間内に特定事業再編に係る特定会社の特定株式等を取得する場合、その取得価額の7割を限度として積み立てた損失準備金の額を損金算入できるとしている。適用は、同法の施行の日から平成29年3月31日までに認定を受けた法人が対象。

特定事業再編とは、二以上の事業者がそれぞれの経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用するものをいう。また特定株式等とは、設立もしくは資本金の額等の増加に伴う金銭の払い込み、合併などに伴い取得する特定会社の株式（出資を含む）、あるいはその特定会社に対する貸付金に係る債権。積立期間は、法人が特定事業再編について認定を受けた日から同日以後10年を経過する日、もしくは特定事業再編に係る特定会社が、同日までに3期連続して営業利益を計上した場合には、その最後の事業年度終了までの期間を指す。積立期間終了後、損失準備金は5年間で均等額を取り崩し、益金に算入する。

また、同法の認定を受け事業再編等を実施する法人が会社の設立・不動産の取得等を行う場合に、登録免許税の負担を軽減する措置も創設されることとなっている。



## 『無申告法人から約百億円を追徴 24事務年度一国税庁が集計』

国税庁は平成24事務年度の法人税、法人消費税、源泉所得税等の調査事績をまとめた。大口・悪質な不正計算が想定され、調査する必要度の高い法人9万3千件について実地調査。このうち、法人税の非違があった法人が6万8千件、申告漏れ所得金額は9,992億円、追徴税額は2,098億円となった。法人消費税についても8万8千件を実地調査。このうち、消費税の非違があった法人が5万件、追徴税額は474億円となった。また、13万6千件の源泉徴収義務者についても実地調査。このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者が3万3千件、追徴税額は285億円となった。事業を行っていると思込まれる無申告法人4千件に対して調査を実施。法人税56億円、消費税44億円、合わせて99億円を追徴課税した。海外取引法人等に対する調査も1万3千件実施。このうち、海外取引等に係る非違のあった件数が3千件、申告漏れ所得金額は2,452億円。法人税について3万7千件の無所得申告法人に対して調査を実施。申告漏れ件数2万6千件、申告漏れ所得金額4,803億円を把握。無所得申告法人のうち4千件は、本来有所得で申告をすべき法人で、416億円を追徴課税した。消費税についても2万件に対し129億円を追徴課税した。